平成２５年（フ）第３３０号
新潟市西区五十嵐１の町6776番地32　ミッレ・エスターテ101号
破産者　若杉あけみ
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１８号
長野県北安曇郡白馬村大字北城3020番地974
破産者　秋山　裕亮
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８２号
静岡県藤枝市上青島289番地の５
破産者　伊志嶺邦雄
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６３９号
大阪市淀川区塚本１丁目14番21号
破産者　島津　忠弘
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５５１号
大阪府枚方市東香里１丁目22番20―409号
破産者　吉元　　愛
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７３８号
大阪府吹田市上山手町61番16号
破産者　大西　康司
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４６９号
大阪市都島区都島北通２―22―32―1004　杉本方、住民票上の住所兵庫県丹波市青垣町佐治526番地
破産者　徳田建設こと　徳田　通久
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５０７号
大阪市東住吉区田辺６丁目４番６号　シャレール田辺203号
破産者　三戸　　拓
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９１４号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目６番６―402号
破産者　酒食炉端焼よろこんで～こと　小田　誠
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５号
大阪市東淀川区豊里３丁目２番２号
破産者　織田　正志
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４３号
大阪市淀川区十三本町２丁目４番25号　202号
破産者　吉塚　隆志
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１５号
大阪府枚方市交北１丁目２番７号　コーポいずみ105号中村方、住民票上の住所大阪府枚方市交北３丁目１番４―408号
破産者　大野　宏高
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７９３号
大阪市中央区日本橋２丁目１番22号　上野ビル105
破産者　サダブラティ　トゥシャールビンドゥ
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７９４号
大阪市中央区日本橋２丁目１番22号　上野ビル105
破産者　サダブラティ京子
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９４２号
大阪市都島区片町１丁目１番48号　西川ビル601号
破産者　松尾　忠尚
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０７６号
大阪府東大阪市衣摺３丁目６番15号　サンハイツ高田103号
破産者　奥田　康有
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１７２号
大阪市大正区平尾４丁目21番16号　平尾ビル５Ａ
破産者　北川　正雄
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６７号
堺市北区東三国ヶ丘町５丁３番７号　平野文化２Ｆ16号
破産者　藏永　英雄
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５６２号
広島市西区井口１丁目７番20号
破産者　ウイングシステムこと　木下　　茂
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部